個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１条　受注者は、この契約による業務（以下「本業務」という。）の実施に当たり、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、関係法令等の規定を遵守し、個人情報を適正に取扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２条　受注者は、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（責任者等の届出等）

第３条　受注者は、本業務に係る個人情報の取扱いの責任者（以下「取扱責任者」という。）を定め、発注者に書面で届け出なければならない。ただし、本業務の責任者を別途届け出ている場合であって、当該業務責任者が取扱責任者を兼務しているときは、届出を省略できるものとする。

２　受注者は、届出した取扱責任者を変更した場合においても、前項の規定と同様の方法で発注者に届け出なければならない。

（従事者等への監督及び教育）

第４条　受注者は、取扱責任者及び本業務に従事する者に対し、個人情報の適正な取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育を行わなければならない。

（収集の制限）

第５条　受注者は、本業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（利用及び提供の制限）

第６条　受注者は、本業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（安全管理措置）

第７条　受注者は、本業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（複写又は複製の禁止）

第８条　受注者は、発注者の同意がある場合を除き、本業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（持ち出しの禁止）

第９条　受注者は、本業務を行うための作業場所を特定し、発注者の同意がある場合を除き、外部に個人情報等を持ち出してはならない。

（再委託の禁止等）

第10条　受注者は、本業務を処理するための個人情報は自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

２　受注者は、前項ただし書の規定により本業務の一部又は全部を第三者に委託する場合には、当該第三者に対し、本特記事項の規定を遵守させるとともに、当該第三者との契約の内容にかかわらず、発注者に対する個人情報の取

扱いに関する責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

第 11 条　受注者は、本業務を行うために発注者から提供を受け、又は受注者自らが作成し若しくは収集した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに削除し、及び発注者に返還若しくは引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（監査等）

第 12 条　発注者は、必要があると認めるときは、受注者が本業務に係る個人情報の取扱状況について、本特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられていることについて検証等を行うため、受注者等に対し、監査又は実地調査を行うことができる。

（事故報告等）

第 13 条　受注者は、本業務に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が生じたとき又は本特記事項に違反する事態が生じ、若しくは生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。本業務が終了し、又は解除された後も同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、発注者から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、受注者はその求めに応じなければならない。

（契約の解除及び損害賠償）

第 14 条　発注者は、受注者が関係法令及び本特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。